

NPO 法人日本バイオレオロジー学会 定款施行細則

制定 2010 年 6 月 2 日
一部改定 2010 年 9 月 9 日
一部改定 2013 年 6 月 8 日
一部改定 2013 年 12 月 5 日
一部改定 2015 年 3 月 6 日
一部改定 2015 年 6 月 6 日
一部改定 2015 年 9 月 23 日
一部改定 2016 年 6 月 19 日

第 1 章 (役員、名誉顧問)

第 1 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 理事 10 名以上 30 名以内 (理事長 1 名、副理事長 2 名を含む)
2. 評議員 20 名以上 70 名
3. 監事 2 名

第 2 条 (役員を選任及び任期)

1. 理事は、評議員の中から総会において選任される。
2. 評議員は、正会員の中から業績に基づき推薦され、理事会による審議を経て総会において選任される。
3. 理事及び評議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 役員に欠員が生じ、その後任者がある場合は、その任期は前任者の残存期間とする。

第 3 条 (役員職務)

1. 理事長は、本会を代表し、本会の会務を総括する。
2. 副理事長のうち、1 名は無任所とし、理事長に事故が生じた場合には理事長の職務を代行し、1 名は事務局担当とし、事務局を掌握する。
3. 理事は、学会活動の活発化を実現させるために、以下に示すいずれかの理事職務を担当する。

庶務理事：役員選出、会員増強

財務理事：会計、広告折衝

編集理事：JBR, 電子版 B&R

企画理事：年会、リサーチ・フォーラム、国際シンポジウム、レオロジー討論会、レオロジー・フォーラム

広報理事：広報、ホームページの管理

国際担当理事：国際バイオレオロジー学会との連絡

4. 評議員は、本会の会務を審議する。さらに年会での研究発表や JBR へ積極的に論文投稿を行う。
5. 監事は、本会の会務を監査する。

第 4 条 (名誉顧問)

本会に名誉顧問を置くことができる。これまで本会の運営に貢献し、原則として60才以上累計 15 年以上の正会員の中から推薦され、総会において選任される。名誉顧問は随時本会の運営に関し助言し、以下の役割を分担する。

1. 本会行事における奨励賞の審査。
2. 本会が推薦する公的機関、公益団体の委員。
3. 本会が主催する行事や教育講座などの講師。
4. 名誉顧問の推薦。
5. その他本会の要請による事項

第 2 章 (評議員会、委員会)

第 1 条 (評議員会)

1. 評議員会は、評議員をもって構成する。
2. 評議員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. 評議員会は、理事長が招集する。評議員会を招集する時は、会議の目的、場所、日時及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなくてはならない。
4. 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。
5. 評議員会の議事は、評議員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。
6. やむを得ない理由のために評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
7. 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録には、議長及びその会議にて選任された議事録署名人 2 人以上による署名、押印しなければならない。

第 2 条 (委員会)

1. 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会等を設ける事ができる。
2. 委員会等の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。
3. 委員会の委員長は、理事会の承認を経て、理事会に出席し、審議に参加する事が出来る。
4. 設置する委員会は、次の通りとし、各委員会の委員の任期は 2 年とする。ただし重任は妨げない。

- (1) JBR 編集委員会
- (2) 電子版 B&R 編集委員会
- (3) バイオレオロジー・リサーチ・フォーラム運営委員会
- (4) 岡小天賞選考委員会
- (5) 論文賞選考委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 国際委員会
- (8) 企画委員会

第 3 章 (表彰)

第 1 条 (日本バイオレオロジー学会岡小天賞)

1. 日本バイオレオロジー学会岡小天賞 (以下この条において「本賞」という。) は、次のいずれにも該当する者のうちから、原則として毎年 1 名を選考して贈呈する。
 - (1) バイオレオロジーに関する学術あるいは関連の事業に対し、特別の功績があり、その功績が顕著である日本バイオレオロジー学会会員 (賛助会員を除く。)
 - (2) 本賞を受けたことがない者
2. 本賞は、賞状およびメダルを授与するものとする。
3. 本賞受賞候補者は、第 2 章第 4 条第 4 項第 4 号に規定する、岡小天賞選考委員会 (以下この条において「選考委員会」という。) において選考する。
 - (1) 選考委員会は、委員長、選考委員 10 名をもって構成される。
 - (2) 委員長は、庶務理事の中から理事長が委嘱する。
 - (3) 選考委員は、理事 (5 名以上、名誉会員を含まない。) 及び正会員より選出する。
 - (4) 選考委員は、委員長の推薦により理事長が委嘱する。
 - (5) 委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
4. 本賞受賞候補者の選定は、別に定める選考手続きにより行う。
5. 委員長は、授賞候補者の選考が終了したときには、授賞候補者の功績大要を記した調書を作成し、その結果について選考の経過を付して 3 月下旬までに理事長に報告する。
6. 理事長は、選考委員会の報告を理事会に諮り、審議の上、原則として 1 名の本賞受賞者を決定する。
7. 選考委員長が作成した授賞者の氏名、業績の内容を本学会誌 (電子版 B&R) で公表する。
8. 授賞式は、年会の総会時に行う。

第 2 条 (日本バイオレオロジー学会岡小天賞選考手続き)

岡小天賞受賞候補者の選考は、次の手続きにより行う。

1. 委員長は全会員（賛助会員および海外会員）に対し、毎年、授賞候補者として 1 名の記名推薦を、推薦理由を付して求める。
2. 推薦があった場合は、委員長は選考委員会を組織する。被推薦者および推薦者は、選考委員より除く。選考委員の選定に際しては、選考委員の専門分野および所属の所在地が偏らないように考慮する。
3. 委員長は、被推薦者につき、五十音順による予選名簿を推薦理由を付して作成する。
4. 委員長は、選考委員に郵送または電磁的方法による投票を求め、得票数が 6 名以上に達した最上位者 1 名を授賞候補者とする。
 - (1) 投票の結果、最上位者の得票数が 6 名に達しない場合は、候補者の得票順に 2 名（同点の場合はその全部）を選び、これについて選考委員に投票を求め、得票数が最上位の者を授賞候補者とする。同点の場合は選考委員会で審議して決定する。

第 3 条（日本バイオレオロジー学会岡小天特別賞）

1. 日本バイオレオロジー学会岡小天特別賞（以下この条において「本特別賞」という。）は、次のいずれにも該当する者のうちから、選考して贈呈する。
 - (1) バイオレオロジー学会の発展に関して特別の大きな功績があった日本バイオレオロジー学会会員（賛助会員を除く。）
 - (2) 岡小天賞を受けたことがない者
2. 本特別賞は、賞状及びメダルを授与するものとする。
3. 本特別賞授賞候補者を選定するための選考委員会を以下のように設ける。
 - (1) 選考委員会は、委員長及び選考委員 10 名をもって構成する。
 - (2) 委員長は、岡小天賞選考委員会委員長をもって充てる。
 - (3) 選考委員は、理事（5 名以上、名誉会員を含まない。）及び正会員のうちから委員長が選出する。
 - (4) 選考委員は、委員長の推薦により、理事長が委嘱する。
4. 本特別賞受賞候補者の選考は、次条に定める選考手続により行う。
5. 委員長は、前項の手続きにより授賞候補者の選考が終了したときには、その結果について授賞候補者の功績大要を記した調書を作成し、選考経過を付して理事長に報告する。
6. 理事長は、選考委員会の報告を理事会に諮り、審議の上、受賞者を決定する。
7. 委員長が作成した授賞者の氏名、業績の内容を本会会誌（電子版B&R）で公表する。
8. 授賞式は、年会の総会時に行う。

第 4 条（日本バイオレオロジー学会岡小天特別賞選考手続）

岡小天特別賞授賞候補者の選考は、次の手続により行う。

1. 委員長は、理事から、記名推薦により推薦理由を付して候補者の推薦があった場合、選考委員会を組織する。
2. 委員長は、選考委員に郵送または電磁的方法により授賞の可否を求め、2/3以上の可をもって授賞候補者とする。

第 5 条 (日本バイオレオロジー学会論文賞)

1. 日本バイオレオロジー学会論文賞は、バイオレオロジーに関連する研究で、独創的かつ優れた成果をあげた日本バイオレオロジー学会会員に贈呈する。受賞者数を原則として 2 名とする。ただし該当者が無い場合もある。
2. 次項に定める応募要件を満たす日本バイオレオロジー学会会員（正会員並びに学生員）は、日本バイオレオロジー学会論文賞に応募する事が出来る。
3. 日本バイオレオロジー学会論文賞の応募要件は以下の通りとする。
 - (1) 日本バイオレオロジー学会会員であること。
 - (2) 応募締切日より過去4 年間程度に本学会年会で発表（特別講演、シンポジウム、一般講演を含む）した事があるか、B&R、電子版B&R 及びJBR 誌に原著論文又はノートを掲載されたことがあること。
 - (3) 日本バイオレオロジー学会論文賞の対象となる論文は、応募締切日より過去3年間程度に、学術誌（和・欧どちらでも良い）に掲載（あるいは受理）された原著論文で、応募者が筆頭著者であること。ただし、論文は我が国で行った研究の成果に関するものに限定する。
4. 日本バイオレオロジー学会論文賞応募に必要なものは以下の通りとする。
 - (1) 応募申請書、略歴書、共著者全員の承諾書
 - (2) 日本バイオレオロジー学会論文賞の対象となる論文の別刷あるいはコピーを1部。さらに応募論文に関連した既発表の論文がある場合には、2 編以内1 部を提出。
5. 論文賞に関する事務は、学会事務局が行う。
6. 表彰は、本会総会にて行い、賞状および副賞を授与する。
7. 受賞者は、本会年会にて受賞講演を行い、JBR に総説あるいは解説を投稿することとする。

第 6 条 (日本バイオレオロジー学会論文賞選考の手続き)

日本バイオレオロジー学会論文賞選考は、次の手続きにより行う。

1. 応募締切日後に、応募論文に関して審査委員による審査を開始する。
2. 審査委員長は、庶務理事の中から理事長が委嘱する。
3. 審査委員は、応募論文の専門分野に近い会員の中から 5 名以上を選出し、バイオレオロジー関連の研究であるか、若しくは応募者が中心に行った研究であるかを考慮して、以下の項目に関して10 点満点で採点する。
 - (1) 独創性・着眼性
 - (2) 将来の発展性
 - (3) バイオレオロジー分野への貢献度
 - (4) 論文の完成度
 - (5) 論文の構成
 - (6) 本文や図などの明瞭性
 - (7) その他
4. 委員長は、審査員に審査結果を郵送又は電磁的方法により報告を求め、全審査員の平均点が判定基準以上の場合に受賞論文として決定する。

第 7 条 (日本バイオレオロジー学会奨励賞)

1. 日本バイオレオロジー学会奨励賞は、バイオレオロジーに関連する研究を行っている若手研究者の育成と学会活動への積極的な参加を促す事を目的として、日本バイオレオロジー学会年会で優れた研究発表をした若手の日本バイオレオロジー学会会員に贈呈される。
2. 受賞者数を原則として2名とする。ただし、該当者が無い場合もある。
3. 日本バイオレオロジー学会奨励賞の応募の要件は以下の通りとする。
 - (1) 応募年の3月末日で35歳以下の本学会員であること。
 - (2) 日本バイオレオロジー学会奨励賞の対象は、本学会年会における奨励賞応募者セッションにおける発表論文とする。なお、発表論文は、連名でも構わないが、応募者は筆頭著者に限定される。さらに全員の連名者が奨励賞への応募の承諾が必要。
4. 日本バイオレオロジー学会奨励賞の応募に必要なものは以下の通りとする。
 - (1) 年会講演申し込み時に、奨励賞に応募する旨を明記し、一般演題応募として、年会での発表を申し込む。
5. 審査の方法は以下の通りとする。
 - (1) 年会プログラムに奨励賞応募者による発表のセッションを設け（できれば第1日目の午前中）、発表時出席の役員（理事、名誉会員、名誉顧問、監事を含む）により審査を行う。年会長が審査委員長を務める。ただし、奨励賞応募候補の発表連名者に役員が含まれている場合には、その役員の投票権は無いものとする。
 - (2) 各審査委員の審査結果を審査委員長が集計し、集計結果と各役員の採点結果を奨励賞応募者発表のセッションが開催された日のうちに理事長に提出し、理事長の承認を得て決定する。
6. 選考結果の通知および表彰
 - (1) 年会時に開催の総会で報告し表彰する。賞状および副賞を授与する。
7. 受賞者は、奨励賞となった発表論文の原稿をJBR に投稿する事が義務づけられる。

第 4 章 (JBR 編集委員会)

第 1 条 本委員会を特定非営利活動法人日本バイオレオロジー学会英文誌 JBR 編集委員会 (以下、JBR 編集委員会と略記) と称する。

第 2 条 JBR 編集委員会の目的は、特定非営利活動法人日本バイオレオロジー学会の英文誌 Journal of Biorheology を編集する事である。

第 3 条 編集委員会は次のメンバーから構成される。

編集委員長 (Editor in chief) 1 名、副委員長 1 名 (Editor in sub chief)、編集幹事 (Associate Editor) 最大 15 名、編集委員 (Editorial Board) 10~25 名

第 4 条 編集委員長は、本学会の理事の中から選出される。理事会で選出された候補者は、総会の承認を経て理事長が委嘱する。(任期は 2 年とする。再任は妨げない。)

第 5 条 編集幹事、編集委員は、編集委員長が指名し、理事長が委嘱する。任期は 2 年とする。再任は妨げない。

第 5 章（電子版 B&R 編集委員会）

第 1 条 本委員会を特定非営利活動法人日本バイオレオロジー学会電子版 eB&R 誌編集委員会以下、eB&R 編集委員会と略記）と称する。

第 2 条 eB&R 編集委員会の目的は、特定非営利活動法人日本バイオレオロジー学会のホームページに掲載する電子版学会誌 eB&R 誌を編集する事である。

第 3 条 編集委員会は次のメンバーから構成される。

編集委員長 1 名、 編集委員 5 から 10 名

第 4 条 編集委員長は、本学会の理事の中から選出される。理事会で選出された候補者は、総会の承認を経て理事長が委嘱する。（任期は 2 年とする。再任は妨げない。）

第 5 条 編集委員は、会員の中から編集委員長が指名し、理事長が委嘱する。任期は 2 年とする。再任は妨げない。

第 6 章（バイオレオロジー・リサーチ・フォーラム運営委員会）

第 1 条 本委員会を特定非営利活動法人日本バイオレオロジー学会バイオレオロジー・リサーチ・フォーラム運営委員会（以下、リサーチ・フォーラム運営委員会と略記）と称する。

第 2 条 リサーチ・フォーラム運営委員会の目的は特定非営利活動法人日本バイオレオロジー学会の研究会であるバイオレオロジー・リサーチ・フォーラムを運営することである。

第 3 条 リサーチ・フォーラム運営委員会は次のメンバーから構成される。

運営委員長、運営委員 5～10 名

第 4 条 運営委員長は本学会理事の中から選出し、理事会、総会の承認を経て理事長が委嘱する。任期は 2 年とする。再任は妨げない。

第 5 条 運営委員は会員の中から運営委員長が指名し、理事長が委嘱する。任期は 2 年とする。再任は妨げない。

第 7 章（バイオレオロジー企画委員会）

第 1 条 本委員会を特定非営利活動法人日本バイオロロジー学会バイオロロジー企画委員会（以下、企画委員会と略記）と称する。

第 2 条 企画委員会の目的は特定非営利活動法人日本バイオロロジー学会の年会、JBRおよび電子版 B&R のテーマを継続的に企画することである。即ち、年会における招待講演、シンポジウム、オーガナイズドセッション、JBR および電子版 B&R の記事の依頼原稿などに関する企画を行い、年会長、JBR 編集委員長、電子版 B&R 編集委員長に提案する。
さらに名誉顧問、理事、評議員の推薦も行う。

第 3 条 企画委員会は次のメンバーから構成される。
企画委員長、小委員会主査 7 名、各小委員会委員若干名

第 4 条 バイオロロジーに関わる分野を以下の 7 分野とし、それぞれに小委員会を設置する。
血管内治療
循環器系ダイナミクスと疾患
血液レオロジーと微小循環
細胞・分子のメカノバイオロジー
ティッシュエンジニアリング・人工臓器
生体物質の構造形成と機能発現・制御
食品およびソフトマターのレオロジー

第 5 条 企画委員長は本学会理事の中から選出し、理事会、総会の承認を経て理事長が委嘱する。
任期は 2 年とする。再任は妨げない。

第 6 条 小委員会主査は会員の中から企画委員長が指名し、理事長が委嘱する。任期は 2 年とする。再任は妨げない。小委員会委員は、会員の中から小委員会主査が指名し、理事長が委嘱する。
任期は 2 年とする。再任は妨げない。

第 8 章 （細則の改廃）

本細則の改廃は、理事会において理事の過半数の賛成を得て行い、総会において報告・承認を得ることとする。